

砥部町障がい者計画等策定委員会における公募委員の選考に関する要領

平成 23 年 3 月 22 日

砥部町告示第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は砥部町障がい者計画等策定委員会規則第 3 条に規定する委員の選考について、砥部町附属機関等の委員の公募に関する要綱第 8 条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(委員数)

第 2 条 公募により選考する委員数は、1 人とする。

(応募資格)

第 3 条 応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 応募日現在で 18 歳以上の者で町内に在住する者
- (2) 平日に年 4 回程度開催する砥部町障がい者計画等策定委員会に出席できる見込みのある者
- (3) 応募日現在で砥部町の他の 3 以上の附属機関等の委員でない者
- (4) 砥部町の議会議員、行政委員会の委員及び町職員でない者

(公募の方法)

第 4 条 委員の公募にあたっては、広報紙や町ホームページに掲載して広く周知する。

2 応募者は、砥部町障がい者計画等策定委員会「公募委員」応募用紙(様式第 1 号)に必要事項を記入して、募集期間内に持参するか、郵送、ファクス又は電子メールで提出するものとする。

(選考会)

第 5 条 公募委員の候補者を選考するため、砥部町障がい者計画等策定委員会公募委員選考会(以下「選考会」という。)を置く。

- 2 選考会は、副町長、介護福祉課長、保険健康課長をもって構成する。
- 3 選考会は、必要に応じ、副町長が招集する。
- 4 選考会の事務局は、介護福祉課に置く。

(選考基準)

第 6 条 公募委員は、砥部町障がい者計画等策定委員会「公募委員」応募用紙に記載されている事項を選考基準(別表第 1)により評価して、候補者を選考する。選考に当たっては、必要に応じて面接を行う。

(選考結果の通知)

第 7 条 選考結果は、応募者全員に通知する。

(応募用紙の取扱い)

第 8 条 応募用紙に記載されている個人情報、公募委員の募集や選考のために使用するもので、その目的以外に利用しないものとする。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日告示第 43 号）
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日告示第 74 号）
この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 24 日告示第 25 号）
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 18 日告示第 34 号）
この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 選考基準（第6条関係）

選考会各委員が応募者の応募書類について審査する。

砥部町障がい者計画等策定委員会の職務内容に適合する意見を持つ者の中から、次表の評価項目に従い、採点し、得点合計の上位者の中から公募委員を選考する。

得点合計が同点の場合は、会長が抽選をして、候補者の順位を決定する。

審査員 3人の得点合計が 45 点（満点 90 点）にみえない場合は、候補者として選考しない。

区分	審査員 1 人当たり 配点	審査のポイント
性別	3 点	公募委員を除いた委員候補者に、女性が 3 割以上確保できていないとき、 女性に… 3 点
生年月日	3 点	公募委員を除いた委員候補者に 10 歳区分に分けた同世代がないとき… 3 点 10 歳区分に分けた同世代が 1 人しかいないとき … 1 点
年齢	3 点	30 歳未満… 3 点 40 歳未満… 2 点 60 歳未満… 1 点
職業	3 点	①町議会議員、町行政委員会委員、町職員…失格 ②上以外の公務員… 1 点 ③上の①②以外… 3 点
現在、あなたが選任 （応募）されている他の 附属機関等	3 点	ない。… 3 点 1 つある。… 1 点 3 つ以上ある。…失格
障がい者福祉に対す る意見や応募の動機 など	15 点	砥部町の障がい者福祉の推進に対して意欲や熱意が とても感じられる。… 5 点 感じられる。… 3 点 論理に一貫性があり、まとまっていて とてもわかりやすい。… 5 点 わかりやすい。… 3 点 応募動機が 特に優れている。… 5 点 優れている。… 3 点
合計	30 点	

様式第1号 応募用紙（第4条関係）

砥部町障がい者計画等策定委員会「公募委員」応募用紙

申込日 年 月 日

砥部町障がい者計画等策定委員に次のとおり応募します。

ふりがな		性別	男 ・ 女
氏名			
生年月日	年 月 日生	職業	
住所 (連絡先)	〒 電話番号		
現在、あなたが選任 (応募)されている 他の附属機関等の名 称	1..... 2..... [※3以上選任(応募)されている人は応募できません。]		
障がい者福祉に対す る意見、提言や応募 の動機など	(※400字程度で書いて下さい。書ききれない時は別の紙に書いて ください。)		
<p>1 「性別」「生年月日」「職業」欄は、幅広い年齢層、分野、性別から委員を選任するために記入していただくものです。</p> <p>【問合せ先及び申込先】</p> <p>〒791-2195 砥部町宮内1392番地 砥部町役場</p> <p>T E L F A X</p> <p>メール</p>			

(注) 記入していただいた氏名や住所などの個人情報、公募委員の選考のために使用するもので、その目的以外には使用しません。